

第4号議案 理事報酬について

次のとおり承認を求める。

昨年度の支給実績及び事業実績、合併後2期目にあたり役員報酬水準の統一を考慮して、令和3年度の理事の報酬は総額22,600万円以内とし、各理事の報酬額、支給方法などについては、その範囲内において理事会に一任する。

なお、理事の報酬額には職員兼務理事の職員分給与は含まないものとする。

また、理事は令和3年4月から6月は64名、令和3年7月から令和4年3月は48名である。